身体障害者手帳・療育手帳所持者の福祉便覧

呉市福祉事務所（令和8年4月現在）　　呉市障害福祉課

援護の種類	対象要件 障害の種別 障害の程度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	上肢	下肢	体幹	脳原性 上肢	脳原性 移動	内部	知的	年齢制限	その他の要件，注意事項など	窓口及び利用手続
更生（育成）医療	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○			手術等により障害の軽減可能な場合など。 事前に申請が必要です。	障害福祉課 TEL25-3135
補装具費の支給	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○			種目によっては，一部年齢制限・等級制限があります。 事前に申請が必要です。	障害福祉課 TEL25-3135
日常生活用具の給付	1・2級 (一部3・4級) Ⓐ・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		用具によっては，障害程度・種別等の要件が異なります。事前に申請が必要です。	障害福祉課 TEL25-3135
自動車運転免許取得補助	1級～4級 Ⓐ～B		○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳以上	対象は第１種普通免許の取得です。 免許取得後，６カ月以内に申請が必要です。	障害福祉課 TEL25-3135
自動車改造費の助成	1級～4級				○	○	○	○	○			18歳以上	改造を行う前に申請してください。 所得制限があります。	障害福祉課 TEL25-3135
自動車保管場所証明手数料，標章交付手数料の免除		1～3 4級の1	聴覚 2・3 平衡 3		1・2級の1・2	1～6	1～3・5			1・3 (心臓じん臓呼吸器のみ)	重度		所轄の警察署で申請してください。 手帳の写しが必要です。	呉警察署　TEL29-0110　広警察署　TEL75-0110 音戸警察署 TEL51-0110
身体障害者向県営住宅	1級～4級 (身体障害者のみ)	資格基準を満たし，車椅子を常用していること。												ビルックス株式会社 TEL74-5963
県営住宅への入居申込みにおける抽選時の優遇措置	1級～4級 Ⓐ・A・Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		当選率が２倍になります。	ビルックス株式会社 TEL74-5963
盲導犬の給付	1級	○											資格審査があります。	障害福祉課 TEL25-3135
有料道路通行料金の割引	全 (身体障害者のみ) 1種	本人又は家族の車を自分で運転するとき（車検証・手帳・免許証が必要） 本人，家族又は本人を継続して日常的に介護している者の車を介護者が運転するとき（車検証・手帳が必要）											ＥＴＣ利用の場合は，別途ＥＴＣカード（原則，障害者本人名義のもの）及びＥＴＣ車載器セットアップ証明書が必要。 申請後，手帳に割引登録シールを貼付（営業用，法人の車は除きます）。	障害福祉課 TEL25-3135 音戸・倉橋・川尻・安浦・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊
旅客運賃の割引 JR	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			JR TEL0570-00-2486
旅客運賃の割引 県内の旅客船	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			各旅客船会社乗船券発売所
旅客運賃の割引 バス・電車・アストラムライン	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			県内のバス会社 広島電鉄乗車券発売所
旅客運賃の割引 国内航空	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			各航空会社 旅行代理店
県内のタクシー	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		広島県内の各タクシー協会加盟の車に乗車した場合，メーター表示額から1割引になります。	各タクシー会社
生活福祉資金の貸付	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		更生資金，福祉資金，修学資金等	社会福祉協議会（地域福祉課権利擁護G）TEL25-0266
自動車税等の減免	本人が運転する場合	2～4	聴覚 2・3 平衡3	喉頭摘出による音声3	1・2	1～6	1～3・5	1・2	1～6	1～3			車の所有者の範囲及び使用目的等の条件がありますので，対象要件については各窓口でご確認ください。 自動車税…県税事務所（納付書が届いた後申請） 軽自動車税…市民税課（受付：5/1～納期限まで。納税通知書等必要）	県税事務所呉分室 TEL22-5400 市民税課 TEL25-3198
	同一生計者が運転する場合	1～4	聴覚 2・3 平衡3	喉頭摘出による音声3	1・2	1～3	1～3	1・2	1～3	1～3	Ⓐ A			
駐車禁止規制の適用除外		1～3 4級の1	聴覚 2・3 平衡3		1級 2級の1・2	1～4	1～3	1・2の一部	1～4	1～3	Ⓐ A		所轄の警察署で手続きしてください。 申請に必要な書類等は事前に警察署でご確認ください。	呉警察署　TEL29-0110 広警察署　TEL75-0110 音戸警察署 TEL51-0110
広島県思いやり駐車場		1～4	平衡 3・5		1・2	1～6	1～5	1・2	1～6	1～4	Ⓐ・A		「思いやり駐車場」の表示がある駐車スペースの利用証を交付します。	障害福祉課 TEL25-3135
所得税，住民税算定上の控除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		障害者控除は３～６級及び Ⓑ，B 特別障害者控除は１・２級及び Ⓐ，A	所得税…税務署・勤務先 住民税…市民税課 TEL25-3193
マル優制度	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		預貯金の合計３５０万円まで，公債３５０万円までの利子が非課税となります。	各金融機関
NHK放送受信料免除 全額	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		世帯員のいずれもが住民税非課税の場合	申請には印鑑・手帳が必要です。 申請先…障害福祉課・各支所
NHK放送受信料免除 半額	視聴覚 全 身体1・2級 療育Ⓐ・A	○	聴覚 ○		○	○	○	○	○	○	○		障害者本人が世帯主でＮＨＫとの契約者の場合	
公共施設の入場料映画鑑賞料金の割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		入口で手帳を提示してください。	減免の範囲，割引率については各施設等へお問い合わせください。
障害福祉サービス等（在宅サービス，施設入所等）	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		申請が必要です（手帳等が必要）。18歳未満の施設入所については広島県広島こども家庭センター TEL082-254-0381	障害福祉課 TEL25-3523
心身障害者扶養共済	1級～3級 Ⓐ～B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		障害者の保護者が加入時に65歳未満。 一定要件に該当すれば，掛金の減額があります。	障害福祉課 TEL25-3135
保育料・副食費の減免	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		障害者・障害児がいる世帯で，保育所・認定こども園等に通う児童がいる場合。所得制限があります。	こども施設課 TEL25-3144
児童扶養手当	1・2級の一部	○	聴覚 ○		○	○	○	○	○		○		障害者本人が国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の１級程度の年金受給者で，18歳到達年度末(障害を有する児童は20歳未満)までの児童を養育している場合。	こども支援課 TEL25-3173
障害児福祉手当	所定の診断書による	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳未満	在宅の重度の障害児。所得制限あり。	障害福祉課 TEL25-3135
特別障害者手当	所定の診断書による	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳以上	在宅の最重度の障害者（一人でほとんど何もできない状態，又は他の障害が二重三重にある方）。所得制限あり。	障害福祉課 TEL25-3135
特別児童扶養手当	所定の診断書による	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳未満	在宅の障害児を監護又は養育している方（療育Ⓐ・Aのとき診断書が省略できる場合があります）。所得制限あり。	障害福祉課 TEL25-3135
重度心身障害者医療費助成	1級～3級 Ⓐ・A・Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		保険診療の自己負担分（一部負担金及び入院時の食費代を除く）を助成。所得制限あり。※申請には，マイナンバー又は医療保険の加入状況がわかるものが必要	障害福祉課・各支所
障害基礎年金	所定の診断書による	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳以上	障害の原因となる疾病等の初診日が65歳（厚生年金は70歳）以降の場合は対象外。その他申請要件あり。	保険年金課 TEL25-3157 呉年金事務所 TEL22-1691

◎詳しくは，【障害福祉課 給付G　☎0823-25-3135　支援G　☎0823-25-3523，FAX 0823-25-2522】へお問い合わせください。

身体障害者手帳・療育手帳所持者に対する旅客運賃割引制度について

令和7年12月現在

※　手帳に「第１種」と記載してある場合は【第１種割引】，「第２種」と記載してある場合は【第２種割引】となります。

【第１種割引】

交通機関	乗車船券の種類	障害者が１２歳以上の場合		障害者が１２歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人単独	介護者同伴	本人単独	
ＪＲ	普通乗車券	介護者とも５割引 （距離を問わず介護者1人まで）	100kmを超える場合のみ５割引	介護者とも５割引	100kmを超える場合のみ５割引	ＪＲ出札窓口で手帳を提示し，割引乗車券を購入
	回数券乗車	〃	―	〃	―	
	普通急行券	〃	―	〃	―	
	定期乗車券	〃	―	介護者のみ５割引	―	
国内航空		詳細については，ご利用の航空会社に問い合わせてください。				航空券購入時及び搭乗時に手帳を提示
県内のバス	普通乗車券 回数券乗車	介護者とも５割引	５割引	介護者とも５割引	５割引	・普通乗車及び回数券による乗車は，降車時に手帳を提示 （※呉市バス優待との併用は不可） （※回数券の購入時に割引なし） ・定期乗車券は購入時に手帳を提示 ・クレアラインバスの場合も同じ
	定期乗車券	介護者とも３割引	３割引	介護者のみ３割引	―	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	介護者とも５割引	５割引	介護者とも５割引	５割引	MOBIRY DAYS購入・登録時及び降車時（乗務員から求められた場合）手帳を提示
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ５割引 （介護者２人まで無賃）	５割引	介護者のみ ２人まで無賃	―	・普通乗車は降車時に手帳を提示 ・定期乗車券は購入時に手帳を提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	―	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	〃	〃	〃	―	MOBIRY DAYS購入・登録時及び降車時（乗務員から求められた場合）手帳を提示
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも５割引	５割引	介護者のみ５割引	―	手帳を携帯，係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	―	
県内の旅客船	2等旅客券， 急行便に係る急行券・1等旅客券	介護者とも５割引	５割引	介護者とも５割引	５割引	乗船券購入時に手帳を提示及び乗船運賃割引申込書を提出
	1等・特等旅客券， 特別室使用料金，座席指定料金，寝台料金，回数券	介護者のみ５割引	―	介護者のみ５割引	―	
	定期券	介護者のみ３割引 又は５割引	―	介護者のみ３割引 又は５割引	―	
	MOBIRY DAYS 障害者割引 （一部航路利用可能）	介護者のみ５割引	―	介護者とも５割引	５割引	・MOBIRY DAYS購入・登録時及び降車時（乗務員から求められた場合）手帳の提示が必要な場合あり ・詳細については，関係交通機関へお問い合わせください
県内タクシー	運賃のみ	１割引		１割引		降車時に手帳を提示

【第２種割引】

交通機関	乗車船券の種類	障害者が１２歳以上の場合		障害者が１２歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人単独	介護者同伴	本人単独	
ＪＲ	普通乗車券	―	100kmを超える場合のみ５割引	―	100kmを超える場合のみ５割引	ＪＲ出札窓口で手帳を提示し，割引乗車券を購入
	回数券乗車	―	―	―	―	
	普通急行券	―	―	―	―	
	定期乗車券	―	―	介護者のみ５割引	―	
国内航空		詳細については，ご利用の航空会社に問い合わせてください。				航空券購入時及び搭乗時に手帳を提示
県内のバス	普通乗車券 回数券乗車	―	５割引	介護者とも５割引	５割引	・普通乗車及び回数券による乗車は，降車時に手帳を提示 （※呉市バス優待との併用は不可） （※回数券の購入時に割引なし） ・定期乗車券は購入時に手帳を提示 ・クレアラインバスの場合も同じ
	定期乗車券	―	３割引	介護者のみ３割引	―	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	―	５割引	介護者とも５割引	５割引	MOBIRY DAYS購入・登録時及び降車時（乗務員から求められた場合）手帳を提示
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ５割引 （介護者割引なし）	５割引	介護者のみ ２人まで無賃	―	・普通乗車は降車時に手帳を提示 ・定期乗車券は購入時に手帳を提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	―	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	〃	〃	〃	―	MOBIRY DAYS購入・登録時及び降車時（乗務員から求められた場合）手帳を提示
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも５割引	５割引	介護者のみ５割引	―	手帳を携帯，係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	―	
県内の旅客船	2等旅客券， 急行便に係る急行券・1等旅客券	―	101km以上の場合のみ５割引 （距離制限なく割引する会社もある）	―	101km以上の場合のみ５割引 （距離制限なく割引する会社もある）	乗船券購入時に手帳を提示及び乗船運賃割引申込書を提出
	1等・特等旅客券， 特別室使用料金，座席指定料金，寝台料金，回数券	―	―	―	―	
	定期券	―	―	介護者のみ３割引	―	
	MOBIRY DAYS 障害者割引 （一部航路利用可能）	―	―	―	―	・MOBIRY DAYS購入・登録時及び降車時（乗務員から求められた場合）手帳の提示が必要な場合あり ・詳細については，関係交通機関へお問い合わせください
県内タクシー	運賃のみ	１割引		１割引		降車時に手帳を提示

※　介護者同伴の欄に「－」が記載してある場合は，介護者に対する割引の適用がありません。
　　障害者本人に対してのみ割引が適用される場合がありますので，本人単独の欄をご覧ください。
※　割引は障害者，介護者のそれぞれについて計算されます。
※　料金の端数処理については，交通機関によって処理方法が異なります。
※　１２歳未満の障害者については，交通機関によって若干取扱いが異なる場合があります。
※　バス，旅客船，タクシー等の割引運賃の適用について，他県においては別の手続が必要な場合もありますので，注意してください。

◎　詳細については，関係交通機関へお問い合わせください。